



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

号外第 29 号 令和 7 年 9 月 1 日発行

目次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 5 0	令和 7 年度後期技能検定を実施する件	産業人材課
4 5 1	皆伐面積の限度を公表する件	森林土木・保全課

徳島県告示第四百五十号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定により、令和七年度後期技能検
定を次のとおり実施する。

令和七年九月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 職種、等級、期日、場所及び手数料の額

職 種		等 級	期 日	場 所	手 数 料 の 額	
					学 科	実 技
機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工	一級及び二級	令和八年一月二十五日（日曜日）	令和七年十二月五日（金曜日）から令和八年二月十五日（日曜日）までの間に、徳島県職業能力開発協会が別に指定する場所	三千百円	特級 全職種 一万八千二百円	一級、二級、三級（高等学校等の在校生が受ける場合を除く。）及び単一等級機械検査及び婦人子供服製造 一万五千百円（二十三歳未満の者であつて雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者であるもの（以下「二十歳未満の被保険者」という。）が三級を受ける場合にあつては六千百円、二十三歳未満の者であつて同項に規定する被保険者でないもの（以下「二十歳未満の非被保険者」という。）が三級を受ける場合にあつては一万六百円） 和裁 一万三千三百円（
電気機器組立て、シーケンス制御、配管、型枠施工	三級	令和八年二月一日（日曜日）	徳島県職業能力開発協会が別に指定する日			
金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金属プレス加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造	特級					
自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、パン製造、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図（学科試験のみ実施）	一級及び二級					
バルコニー施工	単一等級					
造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図（学科試験のみ実施）	三級					

空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装、広告美術仕上げ	一級及び二級	令和八年二月八日（日曜日）
機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工	三級	
二十三歳未満の被保険者が三級を受ける場合にあつては四千三百円、二十三歳未満の非被保険者が三級を受ける場合にあつては八千八百円） その他の職種 一万八千二百円（二十三歳未満の被保険者が三級を受ける場合にあつては九千二百円、二十三歳未満の非被保険者が三級を受ける場合にあつては一万三千七百円） 三級（高等学校等の在校生が受ける場合に限る。） 全職種 四千四百円（二十三歳未満の者が受ける場合にあつては、二千九百円）		

二 受検申請書の提出期間

令和七年十月二日（木曜日）から同月十五日（水曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月十五日までの消印があれば受け付ける。この場合においては、書留郵便によるものとし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

三 受検申請書の提出先

徳島市新浜町一丁目一番七号 徳島県職業能力開発協会

四 受検申請書の用紙等の配布

受検申請書の用紙及び受検案内は、徳島県職業能力開発協会で配布する。ただし、受検申請書の用紙及び受検案内の郵送を希望する場合は、徳島県職業能力開発協会（電話〇八八―六六三―二三一六）に問い合わせること。

五 その他

この検定の詳細については、受検案内を参照するほか、徳島県経済産業部産業人材課（電話〇八八―六二二―二三五〇）又は徳島県職業能力開発協会に問い合わせること。

徳島県告示第四百五十一号

令和七年十月二日から令和八年三月三十一日までの間における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

令和七年九月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

単位区域名	皆伐面積の限度（ヘクタール）	
	水源涵養保安林	土砂流出防備保安林
祖谷川	六七四・〇二	五〇・五二
吉野川中流	四八一・九四	九八・八二
貞光川	一三三・九一	二一・六三
穴吹川	一九七・三九	六七・四五
美馬北岸	一〇九・一七	六〇・九五
板野	二八六・八四	二〇六・四〇
鮎喰川	一五三・五二	四七・四〇
勝浦川	三八〇・六三	一二・四六
那賀	一、六三四・一六	一二〇・七〇
那賀川下流	四四・〇八	六・四二
日和佐川	一四六・七〇	九・一八
海部川	六五八・二三	五七・六六
計	四、九〇〇・六〇	七五九・五九

備考 単位区域については、次の図に示すとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その関係図面を徳島県農林水産部森林土木・保全課並びに徳

島県東部農林水産局及び徳島県総合県民局に備え置いて縦覧に供する。
(